

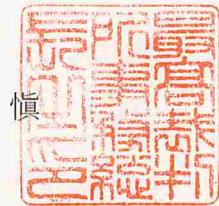
最高裁秘書第3077号

令和2年12月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月19日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員のうち、定年が年齢63歳である職員が何であるかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3149号

令和2年12月22日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員のうち、定年が年齢63歳である職員が何であるかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年11月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第25号

(2) 謝問日

令和2年12月15日

（担当）秘書課文書開示第一係・電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3150号

令和2年12月22日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年12月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則第2条第2項に基づき、最高裁判所が別に定める年齢を記載した文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員のうち、定年が年齢63歳である職員が何であるかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年10月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員の定年年齢は、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則11-8（職員の定年）及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則において定められているが、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書には該当しないので、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(2) なお、申出人は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する

る規則第2条第2項に基づき、最高裁判所が別に定年年齢を定めた文書が存在する旨主張するが、同条第1項第2号の規定により定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員として最高裁判所が別に定めた職員はいないため、同条第2項の規定により最高裁判所が定年年齢を別に定めた文書は作成していない（令和元年度（最情）答申第38号参照）。

(3) よって、原判断は相当である。